

企業構造調整促進法の恒久法化の方案

リュウ・ジェフン(柳在薫)*

I. 企業構造調整促進法の恒久法化を進めた背景

1. 韓国の企業構造調整制度

韓国経済において企業は不死の存在であった。企業は漢江の奇跡と呼ばれる急速な経済成長を陣頭指揮しながら成長し続けてきた。持続的な成長を謳歌していた韓国の経済において企業の倒産というのは極めて例外的な場合として扱われたので、構造調整・倒産関連の制度が発展できなかった。しかし、いわゆるアジア通貨危機によってそのような環境は大きく変わることになる。企業の規模に関係なく、多くの企業が相次いで倒産し、経営上大きな困窮に陥ることになった。しかし、このような企業を処理・支援するための適切な制度がなく、大きな混乱が起こっていた。

結局、アジア通貨危機をきっかけに韓国の企業構造調整制度は体系的な制度になり始めた。海外の主要国と類似の、司法機能による法定管理制度と市場機能によるワークアウト制度で構成された二元的企業構造調整制度が取り入れられ、企業構造調

* Director, Financial Supervisory Committee, Korea

整促進法（以下「企促法」）はワークアウト制度の根拠法として機能してきた。

2. ワークアウト制度と企業構造調整促進法

ワークアウト制度の根幹となる企促法は、その重要性にも関わらず、2001年「時限法」として制定された。法曹界等から企促法の法理論的問題点が持続的に指摘され、政府も経済危機が終息されたらワークアウト制度の必要性が減少すると予想したからである。

しかし、ワークアウトの需要が減ることはなかった。政府および国会は、韓国の経済は「常に」ワークアウトが必要な局面に立っており、時限法ではなく恒久法とする制度的対応が必要であると判断した。国会は2013年12月政府に企促法恒久法化の作成を要求し、これを受けて、政府は金融委員会、法務部（法務省）等の主導の下、2015年5月企促法の恒久法化法案を完成させた。

II. 韓国の企業構造調整制度

1. 韓国の企業構造調整制度の概観

企促法の恒久法化法案の主要内容を見る前に、韓国の企業構造調整の体系について簡単に見てみることにする。韓国の企業構造調整制度は、上述したように、裁判所の主導の公的構造調整と債権団主導の私的構造調整と分けることができる。

裁判所主導の構造調整は統合倒産法に基づき、裁判所の指揮の下ですべての手続が行われる。統合倒産法上の法定管理手続には、金融債権者はもちろん、商取引債権者等のすべての債権者が参加する。したがって、債務企業の過剰債務等が回生手続を通じて綺麗に片づけられる。ただ、すべての債権者の債権行使が凍結されるので経済・社会的な影響が大きく、多数の利害関係者が参加するので通常長い期間が所要されるという短所がある。

債権者主導の構造調整は、債権者と債務者との間で「自律的な」合意によって手続が進む構造調整を意味する。ただし、円満に構造調整を進めるためには、債権者・債務者が従うべき規律・手続きが必要であるので企促法というガイドラインを提供している。企促法上の構造調整には債権金融機関だけが参加するので迅速な構造調整が可能であり、新規の資金支援が活発に行われる。また、協力会社などの商取引債権者が手続きに参加しないので、構造調整をすることによる経済的・社会的な影響を最小化することができる。

〈 表 1 〉 統合倒産法と企業構造調整促進法との比較

区 分	統合倒産法上の法定管理	企促法上の構造調整
対象 債権者	<ul style="list-style-type: none"> • すべての債権者 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関、一般商取引債権者もすべて含む 	<ul style="list-style-type: none"> • 債権金融機関 <ul style="list-style-type: none"> - 非金融機関・外国金融機関および一般の商取引債権者は除く
手続き	<ul style="list-style-type: none"> • すべての債権者の債権行使凍結後裁判所の主導で債権者・株主等の関係人の利害関係を調整 	<ul style="list-style-type: none"> • 債権金融機関だけが自律的債権行使を猶予後構造調整
新規の 資金支援	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な場合新規の資金支援はない 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規資金支援が活発 → 一時的に流動性が悪化した企業の回生に有利
影響	<ul style="list-style-type: none"> • 協力会社・一般商取引債権者等のすべての債権が凍結 → 経済・社会的影響が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> • 協力会社・一般商取引債権者等とは正常な営業取引を継続 → 経済・社会的影響が相対的に少ない

2. 企業構造調整促進法制定の経過

前述したように、企促法は 1997 年のアジア通貨危機の中で生まれた。アジア通貨危機によりハンボやサンミなどの大手企業が連鎖的に破産し、金融市場の不安が拡大されたので、政府は 1997 年 4 月「不渡猶予協約」を制定し、一定期間の債務償還の猶予を与えることで企業の回生の道を模索しようとした。

しかし、同協約は不渡猶予以外の支援策が足りないという限界があり、債権金融機関の債務調整の忌避、意見調整機構の不備、中小金融機関の協約未加入などによってあまり大きな効果を得ることができなかった。実際に 1997 年、眞露の系列 6 社等を含む 33 社に対して同協約が適用・推進されたが、正常化できた企業は 2 社だけであった。

このような理由により、政府は不渡猶予協約に代わって、大規模の破綻企業の構造調整ができる制度を作ることになる。それが企業構造調整促進法の母体となった「企業構造調整協約」であった。1998 年 6 月に締結された同協約には総 210 行の金融機関が加入し、市場経済原理に従った自律的構造調整の推進を原則として、民間中心の仲裁機構である「債権金融機関調整委員会」を設置した。

しかし、同協約は市場慣行の不在と履行強制力の不足等の理由により、意見の違いが生じた場合自律的な合意を導くことに限界があった。一方、裁判所主導の法定管理も複雑な手続、迅速な破綻企業の処理等に限界があって、「企業構造調整協約」の法制化の必要性が浮き彫りになった。それで、2001 年 9 月、同協約

を法制化した第1次企促法が生まれた。

第1次企促法(2001年9月～2005年12月)は、経済危機の克服という時代的要請があったにも関わらず、法曹界等から倒産法の存在、債権者の財産権侵害等の問題点が指摘があったので、時限法として制定された。同法は信用供与額500億円以上の会社に対する企業信用危険評価、破綻兆候企業の管理、債権金融機関協議会および調整委員会設置等、企業構造調整関連の手続的事項を明確に規定していた。同法に基づいて65社の企業に対して構造調整が行われ、その中で、経営正常化、第三者売却などにより構造調整が完了した企業は51社にも及んだ(78.4%)。

第1次企促法が失効した後、破綻兆候企業に対する債権金融機関間の協議不足、利害対立等により、企業構造調整ができなくなったり遅延されたりする事例が発生した。完全な市場の自律に任せるには、まだ韓国に企業構造調整の確固たる土台が存在しなかった。結局、市場の自律的な企業構造調整のガイドラインとしての役割をしていた企促法の再立法の必要性について共感が生まれ、2007年11月第2次企促法(2007年11月～2010年12月)が制定された。同法は第1次企促法の主要内容を維持しながらも、各制度の運営において不足していた点(経営正常化計画締結前信用供与の禁止、出資転換株式の売却制限等)を改善した。

一方、第2次企促法の期限が到来してから、同法の時限を3年間延長する法案が国会において発議された。しかし、法曹界等の反対により法案の処理が遅延し、法律の空白が生じた。そして、第2次企促法の期限が到来した2011年の上半期には不動産の景気低迷が深刻になり、PF貸付に参加していた多数の貯蓄銀行が

破綻判定を受けていた。また、建設業界の不渡りに関する心配も拡散していた危機的状況でもあった。結局、企促法の再立法の必要性に対する理解が再度生まれ、法曹界が指摘した部分を多数改善した第3次企促法(2011年5月~2013年12月)が制定されることになった。同法はワークアウト開始・中断の権限を主債権銀行ではなく企業に与え、債権金融機関調整委員会に対する調整の申立権を債権者だけでなく債務企業にも与えた。また、企業の経営自律権を強化するために資金管理人の派遣条項を削除するなど、法曹界の指摘を多数反映している。

第3次企促法の期限が到来する頃、第4次企促法(2014年1月~2015年12月)が2年間の時限法として制定された。国会の議論において、企促法の違憲性と官治金融について論争もあったが、韓国の経済状況上企促法は必要であるとの意見が多く支持を得ていた。また、第3次企促法の制定の際、法曹界の指摘事項がほとんど反映されたので法曹界の反対もそれほど多くなかった。2013年12月、国会の政務委員会は、第4次企促法を制定した。そして国会は、経済危機により効果的に対応するため、企促進を時限法として毎回延長するのではなく、恒久法化する必要があると考え、企促法の恒久法化の方案を政府に要請した。

企促法の恒久法化のためには、企促法が恒久法するに相応しい憲法的な整合性を備えなければならなかった。また、憲法的整合性と一緒にワークアウト制度としての効率性も維持しなければならなかった。それで、金融委員会・法務部(法務省)は、金融研究院・梨花女子大学倒産法センターと協力し、1年余の作業を経て、企促法の長所だけを維持しながら、今まで指摘され

てきた法律的・実務的問題点を最小化できる合理的な対案として新しい改正案を作った。同法案は 2015 年 5 月 11 月、鄭宇澤政務委員長のほか 22 人によって発議され、国会政務委員会法案審査小委員会において審議中*である。

III. 企業構造調整促進法の恒久法化法案の主要内容

1. 企業構造調整促進法制度改善の必要事項

政府は、企促法の恒久法化の法案を作成する前に、今まで法曹界から企促法について指摘されてきた各種の法律的な問題点、そして、構造調整実務者たちから指摘されてきた各種の実務的な問題点を綿密に把握した。そのために、今までの指摘事項を整理し、アンケート調査および専門家インタビューなども実施した。そしてそれを参考に企促法の恒久法化法案が志向すべき方向についての議論を深めた。

調査の結果、大きく分けて 4 つの争点について問題提起がなされた。第一は、衡平性についての議論であった。一部債権金融機関だけがワークアウト手続に参加でき、信用供与額 500 億ウォン以上の企業だけが企促法の適用対象になるという点が、債権者・債務者衡平上問題になるとの指摘があった。

第二は、私的自治および財産権についての問題であった。ワークアウト手続には、債務企業および少数債権者の権利保護措置が足りないとの指摘があり、新規資金の支援および反対債

* 2015年7月末現在

権買取請求権の行使と関連して、債権者の財産権を過度に侵害するとの批判が提起された。

第三は、官治金融の問題であった。手続きが不透明であり、金融当局が構造調整手続に任意的に介入できるとの批判があった。

第四は、構造調整実務担当者たちを中心に、ワークアウト制度の効率性について問題が提起された。制度改善によってワークアウト長期化傾向に対処し、より積極的な新規資金支援を誘導すべきであるとの指摘があった。

2. 企業構造調整促進法制度改善の必要事項

ア. 衡平の問題

1) 債権者間の衡平

現行企促法の適用範囲は、同法第 2 条第 1 号で定義されている「債権金融機関」に限定される。これは、破綻兆候企業に対する債務調整および新規の資金支援を円滑に行うという目的のために、その対象範囲を債権金融機関に限定したものである。ただし、その他の債権者であっても、確約書を提出した債権者であるなら例外的に同法が適用される。

しかし、法曹界を中心に、現行の企促法は債権者の衡平を保障していないという指摘があった。法曹界は、国内金融機関にだけ負担を負わせる逆差別が発生するという点、控除基金、年金基金等は債権額の比重が大きくても金融会社ではないので債権額全部の回収が可能である反面、国内金融機関はその意思とは関係なく企促法が適用される点などを問

題として指摘した。

債権者間の衡平の問題を解決するため、恒久法案は債権者の範囲を列举主義(positive)から包括主義(negative)に変更した。結局、企促法の適用対象は、当該企業に対して信用供与をしたすべての金融債権者まで拡大されたので、債権保有の主体についての差別問題は解決された。

ただし、すべての金融債権者がワークアウト手続に参加できることになったので、企促法の長所である効率性が低下される恐れはあることも事実である。このような点を考慮し、運営上必要な場合、ワークアウトへの参加範囲を「別に」定めることができる。つまり改正案は、主債権銀行がワークアウトの適正参加範囲を判断して構成員を招集し、協議会を通じて構成員の適正性を審議することができるかと定めている。

2) 債務者間の衡平

現行法は、適用対象になる債務企業を、債権金融機関から 500 億ウォン以上の信用の供与を受けた企業に限定している。これについて法曹界は、500 億ウォンという基準が合理的な根拠のない恣意的な基準であり、総信用供与額 500 億ウォン以上の大手企業にだけ企促法を適用することは不当な差別であるとの見解を示した。

このような問題点を解決するために、改正案は、信用供与額 500 億ウォンという基準を廃止して、すべての企業は企促法の適用対象になると規定した。それとともに、企促法上の

共同管理手続を利用する実益が少ない場合(公共機関、外国法人、主債権銀行の信用供与額が30億万円未満等)には、主債権銀行が裁量で適用を排除することができる」と規定し、制度の効率性も同時に追求している。

イ. 財産権の問題

1) 反対債権者の財産権保護

現行法第20条に規定されている反対債権者の買取請求権は、協議会の議決に明示的に反対する債権金融機関の財産権を保護するための制度である。反対債権者は、賛成債権者等に対して、債権の買取請求をすることで、金銭的補償を受けられる機会を確保できる。具体的な買取価格および条件は両者の協議により決める。協議が不成立する場合は、債権金融機関調整委員会に調整を申請することができ、調整決定に不服する場合、裁判所に変更決定の請求をすることができる。

これに対して、法曹界から次の三つの問題点が提起された。第一に、反対買取価格が憲法上の正当な補償の水準に及ばない。第二に、反対債権買取請求権者は、請求の際に、同権利行使の内容を予め知ることができないので予測可能性が欠けている。第三に、反対債権買取請求権の行使が、企促法上列挙されている管理手続開始時および債権再調整時以外にも可能であるか、その行使範囲が不明確である。

反対債権買取請求権の問題は、債権者・債務者の両方に

とって敏感な問題であるため、恒久法化の法案に、反対債権買取請求権行使に関する大原則を明確に定めるように努力した。まず、回生手続と同じく、清算価値保障原則を明文化することで、反対債権者の買取価格が、当該債務企業の清算によって受取る弁済額より不利にならないようにした。また、反対債権者に、反対買取請求の行使内容を事前に告知するようにして、予測可能性を高めた。買取価格についても、調整段階ではなく、協議の段階においても「公正な価格」で買取を行うように規定した。それとともに、反対買取請求権の行使範囲を、既存の管理手続開始時、債権再調整の決定時だけではなく、その他の債権者の財産権行使に影響を与える事項まで拡大することで、反対債権者の財産権保護を強化した。

2) 新規資金の支援

現行企促法第 10 条において、債権金融機関は、破綻兆候企業の経営正常化を支援するために新規の信用供与をすることが「できる」と定められている。その反面、第 8 条において、経営正常化計画の約定には、新規の信用供与計画を「入れなければならない」と定められている。

このような文言上の不明確さゆえに、新規の資金支援が義務事項として理解され、一部債権団に望まない危険負担を強いる結果にも繋がった。

したがって、改正案は、新規資金の支援が義務事項ではなく、債権団が選択可能な支援手段の一つであることを明

確に分かるよう関連文言を整備した。また、新規資金支援に関する大法院の判決を反映して、信用資金支援の効力発生時点を、債権者と債務者との間に「約定」が締結された時と規定した。

さらに、ワークアウトの大きな長所の一つである新規資金の支援を活性化させるために、新規資金の支援に関する集団的意思決定の拘束力を強化した。つまり、協議会が新規の信用供与の支援を決議したにも関わらず、同決議を履行しない場合、違約金等を徴収することができると規定し、新規資金支援による追加的危険を衡平に分担させようとした。

ウ. 私的自治の問題

1) 企業側の権利保護の強化

現行企促法第4条は、主債権銀行が取引企業の信用危険の評価をして、その結果を当該企業に通知するように規定している。破綻兆候企業として選定された企業がワークアウトの申立てをする場合、債権団の主導で経営正常化の計画を立て、ワークアウトを開始する。

これに対して、現行のワークアウト制度が過度に債権者中心であるとの批判があった。破綻兆候企業に対するワークアウトが債権者中心に行われ、債務者である企業の意見が十分に反映されてないとのことである。例えば、企業信用危険評価、経営正常化計画樹立などのワークアウトの核

心的な手続において、企業側が意見を提示する権限は保障されていない。無論、現行法上にも、債権者 - 債務者間の異見を調整するため「債権金融機関調整委員会」を設置しているが、調整の申請は債権金融機関のみできるので、企業の権利保護に限界があるのは事実である。

それで、恒久法化法案には債務企業の権利保護のために様々な措置を取り入れた。まず、企業信用危険評価の結果に対する企業の異議提起手続を保障した。破綻兆候企業であるとの通知を受けた企業は、評価等級に異議がある場合、通知を受けた日から14日以内に再評価を要請することができる。ただし、再評価の申請が濫用され、円滑なワークアウトの進行に支障が出るおそれがあるので、当該企業は申請の際に、破綻兆候企業ではないということを客観的に立証できる資料を提出しなければならない。また、企業信用危険の評価基準および計画を事前に通知して、企業改善計画案のうち自救計画書は、債務企業が直接作成するようにした。さらに、現在債権銀行の協約によって設置・運営されている「構造調整企業苦情処理委員会」を法律上の組織に格上げし、債務企業 - 債権者間の公式的な意思疎通のチャンネルとして活用できるようにした。

2) 少額債権者の権利保護

現行企促法第18条は、協議会の議決方法を規定している。つまり、意思決定の方法として、総信用供与額の3/4以上の賛成要件を取り入れているが、債権金額基準の多数決原

則を取ることで少額債権者の犠牲が生じるとの批判が提起された。巨額の債権銀行も利害当事者の一人にすぎないにも関わらず、事実上意思決定権を独占することにより、少額債権者の私的自治が侵害されるからである。

したがって、恒久法化法案では、少額債権者の意思を最大限に尊重するために債権金額基準の多数決原理の修正を試みた。つまり、単一債権者の債権額比重が 75%以上である場合、債権者数を基準に、2/5 以上の賛成を要件とする規定を追加している。これによって、少額債権者の意思を最大限に尊重することができ、主債権銀行が共同管理手続を濫用するモラルハザードも防ぐことができると期待している。

3) 司法的救済手続の強化

現行企促法第 18 条の 2 は、協議会の招集手続または決議方法が企促法に反する場合、裁判所に同議決に対する取消訴訟を提起することができるかと定めている。つまり、協議会の意思決定において手続的瑕疵がある場合、司法的な救済方法を設けている。ただし、このような司法的救済は、手続的瑕疵についてのみ規定されており、協議会議決の実体的瑕疵に対する司法的救済が十分ではないとの問題提起があった。

したがって、改正案は、協議会の議決事項についても司法的救済ができるように関連条文を改正した。つまり、債務調整および新規信用供与に関する協議会の決定事項が公正ではない場合、またはこの法の規定に違反している場合、

裁判所に訴えを提起することができる。そして、これによって協議会の手続きがより公正で透明な手続きになることが期待されている。

エ. 官治金融の問題

1) 金融当局の任意介入

現行企促法第 1 条は、企促法の目的が市場機能による常時的な企業構造調整を促進することであることを明示的に定めている。企促法は本質的に構造調整の手続法であるので、利害当事者の権利関係を直接規律する実体法ではないという点を明確にしている。それにもかかわらず、一部では、企促法が金融当局の直接・間接的な構造調整手続の介入手段として利用されているとの批判がなされている。このように、企促法が官治金融合法化のための法律であると批判される理由は、企促法において公的調整の根拠およびその限界が不明確であるからであると考えられる。事実上、金融当局が暗黙的にワークアウト過程全般に参加してきたのも、そのような不明確さがあったからである。

したがって、改正案は、監督当局の公的調整の根拠を明示的に規定すると同時に、介入の範囲を最小化した。第一に、金融監督院長に与えていた債権行使の猶予要請権を主債権銀行に移管した。第二に、金融委員長の是正措置のうち、営業停止規定を廃止するなど、是正措置権を緩和した。また暗黙的に認められてきた金融監督院長の公的調整の要件・手

続・効力等を、法令において明確に定めて不当な介入を防止しようとした。

〈表2〉 金融監督院長の公的調整の要件・効力・手続等

- | |
|---|
| <p>① 自律的合意が難しい事案に限り、債権団50%以上の同意がある場合、調整可能(受動性)、②特定の事案についてのみ調整可能(最小化)、③調整の過程は必ず書類に記録(透明性)、④協議会が議決しない限り拘束力なし(制限性)</p> |
|---|

2) 手続的透明性

企促法は、構造調整に関する手続法であるにも関わらず、手続的透明性が十分に確報されず、構造調整の経過に関する情報が十分に公開されてないとの批判があった。

したがって、改正案は、ワークアウトの手続をなるべく詳細に規定するここで手続的透明性を高めようとしている。実際の構造調整手続の流れに合わせ条文の順を並び直しており、企業構造調整の進行経過および成果評価の結果を公開するように規定した。ただし、公開対象は債権団の支援内訳、企業側の自救履行の実績、評価結果等であり、営業秘密の漏洩、その他円滑な構造調整進行の妨げになる可能性のある情報は、当該企業との協議により非公開にすることができるようにした。

3) 公的仲裁機能の強化

現行企促法は第 22 条において、債権金融機関調整委員会（以下「調整委」）の設置根拠を定めており、調整委に債権金融機関間の異なる意見調整のための仲裁機能を与えている。ただし、調整委の調整は事後的・消極的水準に留まっており、公的仲裁機能も弱く、調整結果に対する対外的な公信力も十分ではなどの批判があった。

債権者の自律的な合意を基本としている企促法において、専門的調整の役割は必須的である。したがって、恒久法化法案では、調整委に先制的調整機能を与えている。つまり、調整委は債権者間の葛藤を最小化し、効率的なワークアウト手続の進行を導くため、協議会議論の段階から直接参加して、先制的に意見を述べる事が可能となった。また、調整委の人的構成についても、専門性と独立性を確保するために、調整委員の任期を既存の 1 年から 2 年に延長すると同時に、連任を 1 回に制限した。

オ. 効率性の問題

1) 破綻兆候企業に対する点検

現行企促法の第 4 条第 1 項は、破綻兆候企業がワークアウト開始の申立てをするように規定している。以前は主債権銀行がワークアウト開始の申立てをするようにしていたが、企業経営の自由を侵害する恐れがあるとの指摘を受けて、2011 年第 3 次企促法の制定時に改正した。

しかし、ワークアウトの申立主体を企業に変更してから、ワークアウトの申立件数が大きく減少するなど、ワークアウトの効率性が低下していると指摘されてきた。また、主債権銀行が破綻兆候企業であると通知したにも関わらず、当該企業が何の措置も取らなかったせいで、結局、債権金融機関の健全性にネガティブな影響が及ぶという問題も発生した。

したがって、改正案は、破綻兆候企業の通知がなされてから 3 ヶ月が経っても当該企業がワークアウト、または法定管理の申立てをしない場合、債権金融機関が与信管理措置を取ることができると規定している。ただし、当該企業が、自律的な経営正常化計画を提出し、主債権銀行がその妥当性を認める場合は 6 ヶ月間の猶予を与えることができるとすることで、債務企業の権利保護についても十分な配慮をしている。

同条項は、先制的構造調整を促すことで、温情主義による破綻企業の量産を防止し、企業回生のゴールデンタイム (Golden Time) を確保するという重要な機能を果たすことができると期待されている。

2) 構造調整の長期化防止

現行企促法の第 9 条は、時期別に経営正常化計画の履行状況を点検し、2 年ごとにワークアウト成果に対する評価を実施するように規定している。ワークアウト成果の評価は外部の専門機関に依頼しなければならない。そして、その

結果は協議会に報告後、内部においてのみ活用することができる。

このような現行法のワークアウト成果評価制度については、成果評価が形式的に行われ、外部専門機関の選定も恣意的になされており、成果評価制度を取り入れた趣旨が無意味になっているという批判が提起された。

したがって、恒久法化法案では、ワークアウトの評価を、一般の機関ではなく、関連専門家で構成された経営評価委員会（以下「経営委」）が行うように改正している。経営委は、進行中である構造調整の効率性、企業の自救努力、支援方式の妥当性などを総合考慮し、今後の経営正常化の可能性、継続支援の必要生の有無を判断する。またワークアウトの評価周期は、ワークアウトにかかる期間の平均を考慮し、現行の2年から3年に変更した。そして、3年が過ぎてもワークアウトが終了しない場合は、経営委が評価を行い、その結果を外部に公表するように定めている。

評価方式の客観化、評価結果の外部公開などの規定は、債権団・債務企業の両方に対して、迅速で効果的な構造調整を行わせる心的負担として作用するので、構造調整が無駄に長期化することを防止できると期待されている。

3) 段階別所要期間の制限

現行企促法は、迅速な企業構造調整を促進するための手続法であるにも関わらず、一部段階に対しては、その所要される期間を具体的に定めていない。各段階別所要期間が明

確でない場合、利害関係者間において異なる意見が発生し、手続きが遅延される可能性が高い。したがって、改正案は、利害当事者間の意見衝突を最小化し、ワークアウトが不必要に長期化することを防止するために、各段階別所要期間を詳細に規定している(表3)。

4) 経営正常化計画の積極的な履行を誘導

現行企促法の第11条、第25条は、ワークアウトの核心的な支援手段である新規資金の支援と出資転換を促すために、特例を規定している。特例として、第11条は新規資金提供債権に対して、法定担保権の次に優先する優先弁済権を認め、第25条は出資転換株式会社に対して、他の金融法令による出資持分を制限している。さらに、同法第18条第2項において、債権金融機関は協議会の議決事項を誠実に履行しなければならないと定められている。もし協議会議決事項の未履行により損害が発生した場合、同法第21条によって損害賠償請求をすることができる。

しかし、それにも関わらず、債権金融機関は新規資金支援に消極的であり、支援の規模も生存のために必要な最小限の水準に留まっているので、早期の経営正常化の支援としては限界があると評価されてきた。

このような債権金融機関の消極性は、まず、ワークアウト手続において支援した新規資金は、ワークアウト手続では最優先弁済権が認められるが、法定管理転換後には最優先弁済権が認められない。次に、現行法における「誠実な履行」は、宣言的

規定にすぎないので履行の拘束力が弱い。という理由によるものであると考えられる。

したがって、恒久法化法案は、企促法上のワークアウトが中断され、法定管理に転換するとしても、「金融債権者間」の優先弁済権は維持できると明示的に規定している。もちろん、同条項は統合倒産法(第 193 条)との関係を鑑みると、単に注意的な規定にすぎない。しかし、改正案では企促法の適用対象債権者が拡大されているので、関連規定に対する認識を改めるという意味で重要な規定であると考えられる。

さらに、経営正常化計画の履行を誘導するために、協議会議決事項の未履行違約金の根拠規定を新しく設けた。協議会は、金融債権者に対する議決事項の履行請求権を持ち、議決事項の未履行については違約金を徴収することができる。また、違約金と一緒に経営正常化計画未履行による損害賠償も併合的に請求できると規定することで契約履行に対する心理的負担を強くした。

V. 結び

企促法の恒久法化について様々な批判が寄せられているのは事実である。一部は企促法の内容について批判しており、さらに他の一部では企促法自体を廃止すべきであると主張されている。

しかし、そのような批判について考えるよりも先に企促法の適用を受けることができる法律需要者たちの要請に耳を傾ける

べきである。企促法の立案過程で実施したアンケートによると、構造調整業務関係者たちの圧倒的多数が企促法の恒久法化を支持していることが分かる。特に破綻兆候企業の97.7%、協力会社の95.7%が企促法の恒久法化を強く望んでいると把握される。

このような法律需要者たちの要請を鑑みると、企促法の恒久法化は必要であると考えられる。ただし、具体的な内容において、法曹界等が指摘している問題点を改善し、より完璧な法案を作るという課題は未だに残っていると考えられる。

〈表3〉 企業構造調整段階別所要期間

内容	基準日	期間(案)	備考
信用危険評価基準の通知	信用危険評価日	2ヶ月前	新設
信用評価危険再評価の申請	評価結果結果通知日	14日以内	
信用危険評価の再評価	再評価申請日	1ヶ月以内	
破綻兆候企業の点検	評価結果通知日	3ヶ月後	
第1次協議会の招集通知	開始申立日	14日以内	
信用供与額の届出	招集通知日	5日以内	既存
第1次協議会	招集通知日	14日以内	変更
債権行使の猶予	協議会開催日	4ヶ月以内	既存
反対債権買取請求	協議会議決日	7日以内	
反対債権買取	反対債権買取請求期間終了日	8ヶ月以内	変更
約定締結	企業改善計画可決日	1ヶ月以内	新設
協議会手続瑕疵の訴え	協議会議決日	14日以内	既存
協議会実体瑕疵の訴え	協議会議決日	1ヶ月以内	新設
経営評価委員会の評価	約定締結日	3年以内	変更
評価結果の公開	評価結果報告日	7日以内	新設
調整決定に対する訴え	調整決定日	1ヶ月以内	新設

以上。